

丹波市議会告示第1号

丹波市議会公式フェイスブック運用要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

丹波市議会議長 奥村正行

丹波市議会公式フェイスブック運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市議会がフェイスブック社の運営するソーシャル・ネットワーク・サービス内に開設した丹波市議会フェイスブックページ(以下「ページ」という。)について、ページの利用者(以下「利用者」という。)に対して市議会からの情報相互提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(運営主体)

第2条 ページの運営主体は市議会とし、ページの総括管理は議会事務局が行うものとする。

2 ページアドレスは、<http://www.facebook.com/tambagikai>とする。

(市議会からの情報発信)

第3条 ページに情報発信できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 市議会ホームページ、議会だより等から情報提供したもの
- (2) その他議長が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、ページの利用に際して、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 市議会若しくは市又は他の利用者若しくは第三者の権利又は財産を侵害する行為
- (2) 市議会、市若しくは他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、及びプライバシー等を侵害(市議会、市若しくは他の利用者又は第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。)し、又は業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体・組織への加入を勧誘する行為
- (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (6) 議長が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又はページをファイルのダウンロードとして利用する行為
- (7) ページを利用して市議会、市若しくは他の利用者又は第三者に対し、コンピューターのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウィルス等の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為

- (8) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - (9) 他の利用者又は第三者によるページの利用を阻害する行為
 - (10) ページに対し、ハッキング等の不正行為によりアクセスする行為又はページの全部若しくは一部を監視若しくは複製する行為
 - (11) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他議長が不適切と判断する行為
- 2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任及び費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、市議会に一切迷惑をかけないものとする。
- 3 市議会は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市議会又は議会事務局職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- 4 市議会は、利用者がこの要綱に違反して市議会又は市に損害を与えた場合、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

(違反行為への措置)

第5条 市議会は、利用者がこの要綱のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し、事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がサイト上に掲載した情報、内容等の削除その他必要な措置をとることができるものとする。

(利用者からの情報についての免責)

第6条 市議会は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市議会又は議会事務局職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、市議会は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第7条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は市議会に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で市議会に譲渡し、市議会による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等は無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第8条 ページの利用及びこの要綱に伴う紛争については、神戸地方裁判所が第一審の専属管轄権を有するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。